

様式第23号の11の4（第48条の45の2関係）

(表)

実施措置完了報告書

年　　月　　日

八尾市長 様

報告者 住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の9第9項の規定により、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第48条の45の2第3項に規定する実施措置に係る全ての措置の実施が完了したので、次のとおり報告します。

要措置管理区域の所在地	
実施措置の種類	
実施措置の着手時期	
実施措置に係る全ての措置の実施が完了した時期	

(裏)

実施措置の種類	
別紙の表の中欄に掲げる実施措置の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる実施措置完了の報告事項	

項	実施措置の種類	実施措置完了の報告事項
1	地下水の水質の測定	<p>1 地下水汚染が生じていない土地の地下水の水質の測定 地下水から検出された特定有害物質の量が地下水基準に適合しないおそれがないことを確認した結果</p> <p>2 地下水汚染が生じている土地の地下水の水質の測定 地下水が目標地下水濃度を超えるおそれがない汚染状態にあることを確認した結果</p>
2	原位置封じ込め	<p>1 地下水が目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることを確認するための地下水の水質の測定の期間、頻度及び結果</p> <p>2 鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物に囲まれた範囲に雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認した結果</p>
3	遮水工封じ込め	<p>1 地下水が目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることを確認するための地下水の水質の測定の期間、頻度及び結果</p> <p>2 目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤が埋め戻された場所の内部に雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認した結果</p>
4	地下水汚染の拡大の防止	該当なし
5	土壤汚染の除去	<p>1 基準不適合土壤の掘削による除去</p> <p>イ 特定有害物質土壤含有量基準又はダイオキシン類土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地において、要措置管理区域外から搬入された土壤を使用した場合にあっては、第48条の43第2項第3号に定める方法その他の方法により当該搬入された土壤の管理有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該土壤の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者（ダイオキシン類にあっては、計量法施行規則第49条の2第2号に掲げる区分に係る事業について、同法第121条の2の規定による特定計量証明事業の認定を受けた者）の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項</p> <p>ロ 特定有害物質土壤含有量基準又はダイオキシン類土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地において、基準不適合土壤又は管理有害物質の飛散等を防止するために講ずる措置を変更した場合にあっては、変更後の措置</p> <p>ハ 特定有害物質土壤含有量基準又はダイオキシン類土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地において、当該要措置管理区域外から搬入した土壤によって埋め戻した場合にあっては、当該埋め戻した土壤が基準不適合土壤以外の土壤であることを確認した結果</p> <p>ニ 特定有害物質土壤含有量基準又はダイオキシン類土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地において、特定有害物質土壤含有量基準又はダイオキシン類含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤を掘削する範囲又は深さを変更した場合にあっては、変更後の範囲又は深さ</p> <p>ホ 特定有害物質土壤含有量基準又はダイオキシン類土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地において、掘削された特定有害物質土壤含有量基準又はダイオキシン類土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤を当該要措置管理区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻した場合であり、浄化する方法を変更した場合にあっては、変更後の方法</p> <p>ヘ 特定有害物質土壤含有量基準又はダイオキシン類土壤含有</p>

		<p>量基準に適合しない汚染状態にある土地において、掘削された特定有害物質土壌含有量基準又はダイオキシン類土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤を当該要措置管理区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻した場合にあっては、当該埋め戻した土壤が特定有害物質土壌含有量基準及びダイオキシン類土壌含有量基準に適合する汚染状態にあることを確認した結果</p> <p>ト 特定有害物質土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、地下水が目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることを確認するための地下水の水質の測定の期間、頻度及び結果</p> <p>2 原位置での浄化による除去</p> <p>イ 特定有害物質土壌含有量基準又はダイオキシン類土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地において、要措置管理区域外から搬入された土壤を使用した場合にあっては、第48条の43第2項第3号に定める方法その他の方法により当該搬入された土壤の管理有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壤の採取を行った地点及び日時、当該土壤の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者（ダイオキシン類にあっては、計量法施行規則第49条の2第2号に掲げる区分に係る事業について、同法第121条の2の規定による特定計量証明事業の認定を受けた者）の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項</p> <p>ロ 特定有害物質土壌含有量基準又はダイオキシン類土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地において、基準不適合土壤又は管理有害物質の飛散等を防止するために講ずる措置を変更した場合にあっては、変更後の措置</p> <p>ハ 特定有害物質土壌含有量基準又はダイオキシン類土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地において、特定有害物質土壌含有量基準又はダイオキシン類土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤から管理有害物質を除去する範囲又は深さを変更した場合にあっては、変更後の範囲又は深さ</p> <p>ニ 特定有害物質土壌含有量基準又はダイオキシン類土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地において、特定有害物質土壌含有量基準又はダイオキシン類土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤から管理有害物質を除去する方法を変更した場合にあっては、変更後の方法</p> <p>ホ 特定有害物質土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、地下水が目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることを確認するための地下水の水質の測定の期間、頻度及び結果</p> <p>ヘ 特定有害物質土壌含有量基準又はダイオキシン類土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、特定有害物質土壌含有量基準又はダイオキシン類土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤からの管理有害物質の除去を行った後に特定有害物質土壌含有量基準及びダイオキシン類土壌含有量基準に適合する汚染状態にあることを確認した結果</p>
6	遮断工封じ込め	<p>1 地下水が目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることを確認するための地下水の水質の測定の期間、頻度及び結果</p> <p>2 掘削した目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤を埋め戻すための構造物の内部に、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認した結果</p>
7	不溶化	<p>1 原位置不溶化</p> <p>イ 地下水が目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることを確認するための地下水の水質の測定の期間、頻度及び結果</p> <p>2 不溶化埋め戻し</p> <p>イ 地下水が目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることを</p>

		確認するための地下水の水質の測定の期間、頻度及び結果
8	舗装	<p>1 要措置管理区域外から搬入された土壤を使用した場合にあっては、第48条の43第2項第3号に定める方法その他の方法により当該搬入された土壤の管理有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壤の採取を行った地点及び日時、当該土壤の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者（ダイオキシン類にあっては、計量法施行規則第49条の2第2号に掲げる区分に係る事業について、同法第121条の2の規定による特定計量証明事業の認定を受けた者）の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項</p> <p>2 基準不適合土壤又は管理有害物質の飛散等を防止するために講ずる措置を変更した場合にあっては、変更後の措置</p> <p>3 基準不適合土壤のある範囲を覆う覆いの範囲又は厚さを変更した場合にあっては、変更後の範囲又は厚さ</p>
9	立入禁止	<p>1 要措置管理区域外から搬入された土壤を使用した場合にあっては、第48条の43第2項第3号に定める方法その他の方法により当該搬入された土壤の管理有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壤の採取を行った地点及び日時、当該土壤の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者（ダイオキシン類にあっては、計量法施行規則第49条の2第2号に掲げる区分に係る事業について、同法第121条の2の規定による特定計量証明事業の認定を受けた者）の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項</p> <p>2 みだりに人が立ち入ることを防止するために設置する囲いの範囲を変更した場合にあっては、変更後の範囲</p> <p>3 基準不適合土壤又は管理有害物質の飛散等を防止するために講ずる措置を変更した場合にあっては、変更後の措置</p> <p>4 当該土地の区域外への基準不適合土壤又は管理有害物質の飛散等を防止するための措置を講じる範囲を変更した場合にあっては、変更後の範囲</p>
10	土壤入換え	<p>1 区域外土壤入換え</p> <p>イ 要措置管理区域外から搬入された土壤を使用した場合にあっては、第48条の43第2項第3号に定める方法その他の方法により当該搬入された土壤の管理有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壤の採取を行った地点及び日時、当該土壤の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者（ダイオキシン類にあっては、計量法施行規則第49条の2第2号に掲げる区分に係る事業について、同法第121条の2の規定による特定計量証明事業の認定を受けた者）の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項</p> <p>ロ 基準不適合土壤又は管理有害物質の飛散等を防止するために講ずる措置を変更した場合にあっては、変更後の措置</p> <p>ハ 土壤入換えを行う範囲又は深さを変更した場合にあっては、変更後の範囲又は深さ</p> <p>ニ 覆いとして用いる土壤が基準不適合土壤以外の土壤であることを確認した結果</p> <p>2 区域内土壤入換え</p> <p>イ 要措置管理区域外から搬入された土壤を使用した場合にあっては、第48条の43第2項第3号に定める方法その他の方法により当該搬入された土壤の管理有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壤の採取を行った地点及び日時、当該土壤の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者（ダイオキシン類にあっては、計量法施行規則第49条の2第2号に掲げる区分に係る事業について、同法第121条の2の規定による特定計量証明事業の認定を受けた者）の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項</p> <p>ロ 基準不適合土壤又は管理有害物質の飛散等を防止するため</p>

		に講ずる措置を変更した場合にあっては、変更後の措置 ハ 土壌入換えを行う範囲又は深さを変更した場合にあっては、変更後の範囲又は深さ
11	盛土	<p>イ 要措置管理区域外から搬入された土壌を使用した場合にあっては、第48条の43第2項第3号に定める方法その他の方法により当該搬入された土壌の管理有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壌の採取を行った地点及び日時、当該土壌の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者（ダイオキシン類にあっては、計量法施行規則第49条の2第2号に掲げる区分に係る事業について、同法第121条の2の規定による特定計量証明事業の認定を受けた者）の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項</p> <p>ロ 基準不適合土壌又は管理有害物質の飛散等を防止するために講ずる措置を変更した場合にあっては、変更後の措置</p> <p>ハ 盛土を行う範囲又は厚さを変更した場合にあっては、変更後の範囲又は厚さ</p> <p>ニ 覆いとして用いる土壌が基準不適合土壌以外の土壌であることを確認した結果</p>